

令和3年度第3回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 令和3年7月29日(木) 午後6時00分～午後7時30分

場 所 WEB会議にて開催
(事務局：川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室)

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、藏田委員、黒石委員、藤田委員
市 側 石渡総務企画局行政改革マネジメント推進室長
吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
林総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
土谷総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
後藤総務企画局公共施設総合調整室担当課長
小沢財政局財政部財政課担当課長
岡村総務企画局行政改革マネジメント推進室課長補佐
梅澤総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
鈴木総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
菊地総務企画局行政改革マネジメント推進室職員

議 題 1 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
2 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回川崎市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

私は総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の吉永でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

はじめに、本日の本委員会はWEB会議にて行うものでございますが、公開とさせていただきます。市民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては、許可とさせていただきますので、御了承いただきたいと存じます。

また、本日の議事内容について録音させていただくとともに、録音内容に基づいて議事録を作成させていただきます。公開の手続きを取らせていただきたいと思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。メールで送付させていただいております本日の会議資料のうち、

資料1、2、3及び別添資料1は、前回の会議から継続して使用する資料でございます。また、資料4及び別添資料2は、今回の会議で追加させていただき新規の資料でございます。会議中はZ o o mでも資料を共有させていただきますので、併せて御覧いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。ここからの進行は会長にお願いしたいと存じます。伊藤会長、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について、前回委員会では令和2年度の取組評価の総括と法人ごとの評価シートの内部評価結果に関して審議を行いました。今回は、法人ごとの「財務状況」や「役・職員の状況」を示した「法人情報シート」について、事務局から御説明いただくとともに、前回の審議を踏まえ、取組評価に対する審議結果として、本委員会から市に示す内容について審議をしたいと思っております。

まずは、事務局から別添資料2に基づき、「法人情報シート」について御説明をお願いいたします。

梅澤総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、別添資料2の「法人情報シート」について、御説明いたします。1ページ目を御覧ください。

各シートにおいては、上段で法人の財務状況として損益計算書又は正味財産増減計算書と貸借対照表から収支と財産の状況が分かる数値を抽出するとともに、中段で本市からの財政支出等と、財務に関する指標の分析値、法人及び本市のコメントの他、下段で本年7月1日現在の役・職員の状況を記載してあります。

その中で、特筆すべきものとして幾つか内訳等を御説明いたします。まず、損益計算書又は正味財産増減計算書において当期損益又は当期一般正味若しくは指定正味財産増減額が大きくマイナスとなっているものについてです。

6法人ございまして、はじめに3ページ目を御覧ください。川崎市文化財団についてでございますが、新型コロナウイルスの影響に伴い、主催事業の中止や各施設の休館等により、経常収益が昨年を下回るとともに、経常費用も前年度を同程度下回り、当期一般正味財産増減額が1,600万円余のマイナスとなったものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、社会変容を踏まえた企画の立案や広報等による入場料収入等の増と効率的な事業運営による支出の抑制、財団経営の健全化や安定化と法人に求められる役割の変化に合わせた補助金のあり方について協議を進めるとのことでございます。

次に、7ページ目を御覧ください。川崎アゼリアについてでございますが、昨年度も御説明したとおり、平成26年度から川崎地下街のリニューアルに着手し、それ以降、赤字に転じたものでございまして、施設の減価償却や従前からの借入金とリニューアルに伴う借入金の支払利息等により、当面の間、赤字が継続すると見込んでいるものでございます。そうした状況の中で、令和2年度は前回会議でも御質問いただきましたが、新型コロナウイルスの影響により、販売促進の徹底や催事スペースの活用等を図ったものの、営業収益が前年度を大きく下回り、営業費用も水光熱費の縮減や広告宣伝費の見直し、不急工事の繰延べ等により、前年度を下回ったものの、当期損益は前年度比で2億円弱の赤字幅の増による5億2,000万円弱のマイナスとなったところでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、魅力ある店舗の誘致や催事スペースの活用等による営業料収入等の増加や工事費・委託費の見直し等による経費の縮減に取り組むことで、収支の改善に努めていくとのことでございます。

次に、9ページ目を御覧ください。川崎市産業振興財団についてでございますが、臨海部でライフサイエ

ンスに関する研究を行っているナノ医療イノベーションセンター「iCONM」における事業等において、建物等固定資産の減価償却費等の計上によって、当期一般正味財産増減額が引き続きマイナスとなり、また受取補助・助成金等と一般正味財産への振替額との差によって、当期指定正味財産増減額が2,900万円弱のマイナスとなっているものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、借入金を財源とした減価償却費が年度ごとに減少していくことと、令和4年度以降の借入金の元本返済による固定負債の縮減、またiCONM事業において、国等の補助メニューの発掘応募や企業等との共同研究組成、入居負担金の増収など、更なる収益の確保に取り組み、一般正味財産期末残高のマイナスの縮小を図り、コスト意識を持って運営していくとのこととでございます。

次に、19ページ目を御覧ください。川崎市公園緑地協会についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止等による駐車場等の閉鎖により、収益事業を中心に経常収益が大幅に減となり、協会主催のイベント等の中止に伴い、経常費用も減となったものの、当期一般正味財産増減額は1,800万円余のマイナスとなったものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、適正な人員配置による事業運営の効率化や経費削減とともに、駐車場や自販機の設置等の収益事業を拡充することにより財源確保を図っていくとのこととでございます。

次に、22ページ目を御覧ください。川崎市消防防災指導公社についてでございますが、旧日本道路公団（現NEXCO東日本）との業務協定に基づくアクアライン支援事業等において、一般正味財産の収支不足を補うため、負担金等の振替を行ったことにより、当期指定正味財産増減額が3,800万円余の収支不足となっているものでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、事業別の行政サービスコストについて、管理費を一層見直すとともに、普及啓発事業における事業費と受託料の不均衡について、市と引き続き、調整を行っていくとのこととでございます。

次に、23ページ目を御覧ください。川崎市学校給食会についてでございますが、食材となる野菜や食肉などの生鮮食品の価格高騰により、物資調達に係る費用が予納徴収額を上回ったことにより、当期一般正味財産増減額が1億300万円余のマイナスとなったものでございまして、不足額については価格調整引当資産等をもって充当を図ったところでございます。

今後につきましては、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、市から委託を受け、引き続き、給食物資の一括購入により、品質が良く廉価な食材購入を実施していくとのこととでございます。

次に、貸借対照表において、一般正味財産や剰余金等が大きくマイナスになっているものについて、御説明いたします。2法人ございまして、はじめに8ページ目を御覧ください。川崎冷蔵についてでございますが、平成9年に行った3号棟冷蔵庫の建設にかかる借入金について、その後の市場取扱量の減少に伴う法人売上げの減少により返済が厳しくなり、一昨年度まで債務超過となっていたものでございますが、平成22年に法人が策定した経営改善基本計画書に基づく経営改善と近年は場内事業者による利用を踏まえた場外利用者への売上げ拡大と経費節減努力により、令和2年度につきましても単年度収支で黒字を維持したことに伴い、利益剰余金について赤字幅が縮小し、マイナス2,600万円余となったところでございますが、法人コメントの今後の取組の方向性にございますとおり、引き続き、場内利用を踏まえながら場外事業者を積極的に取り込むことにより、売上げを維持しつつ、人件費の節減等の支出を最小限に抑制することで、当期純利益を確保していくとのこととでございます。

次に、9ページ目を御覧ください。先ほども触れさせていただいた川崎市産業振興財団についてでございますが、今度は貸借対照表の部分で、前述のとおり、iCONM事業等における収支不足を受け、一般正味

財産がマイナス1億2,100万円余となり、前期比で赤字幅が700万円余の増額となったものでございまして、本市コメントにございますとおり、今後も施設管理においては、更なる入居率の向上に取り組むとともに、研究支援事業においては、市が財団と共同・連携して取り組むことにより、研究資金の更なる獲得や研究成果の早期創出などにつなげていくとのこととございます。

最後に、役・職員の状況についてでございます。5ページ目の下段を御覧ください。本市の「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、民間のノウハウを持った人材を積極的に活用して、自主的な経営を促進するため、本市職員及び退職職員が総役員数の3分の1以下になるように努めることとしており、超過する法人については、その理由と今後の方向性が記載されております。

3分の1を超過する法人は昨年度より1増1減となり、2法人でございますが、はじめに、川崎市スポーツ協会につきましては中間支援の役割を果たしていくための会の運営に当たり、加盟競技団体の意見を重視することが不可欠であることから、各団体へ協会運営の参画を求めたところ、重要なポストに就く民間人が減少したことにより、相対的に本市職員及び退職職員が多く活動している状況となり、結果として総役員に占める割合が3分の1を超過したものでございます。

今後の方向性といたしましては、加盟団体に対して民間出身者の参画を求めるとともに、役員改選前に臨時の役員交代があった場合には、前倒しでの対応を行うなど、是正の取組を継続して行っていくとのこととございます。

次に、18ページ目の下段を御覧ください。みぞのくち新都市株式会社についてでございますが、溝口駅周辺の再開発事業に伴い建設された再開発ビルの管理会社として、市、株式会社丸井、川崎市まちづくり公社の3者による協定書、覚書により、それぞれの団体等に役員指名人数が割り当てられており、総役員に占める本市職員及び退職職員を3分の1以内としているところですが、川崎市まちづくり公社指名の者が市の退職職員であるため、現状3分の1を超過している状況でございます。

今後の方向性といたしましては、事業の継続性と中立性を維持するため、一定の市の関与が必要と考えられているところですが、本市職員及び退職職員の総役員に占める割合については、関係者間による協議を継続して行っておりますが、業務に関する知識や経験を有し、かつ責任ある対応が可能な別の人材を確保することが短期的には困難であることから、中・長期的な視点で体制整備が図られるよう、引き続き関係者間による協議を行っていくとのこととございます。説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。それでは、今御説明のあった内容等について、委員の皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思っております。

なお、前回同様御意見、御質問等の順番を指定させていただきたいと思っております。ここでは、出石委員、藏田委員、黒石委員、藤田委員の順で御発言を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず出石委員、よろしくお願いいたします。

出石委員

説明ありがとうございました。

何点か意見と質問を申し上げますけれども、まず最初に、やはり新型コロナ関係で大変厳しくなってしまったというのが幾つもあったわけですね。文化財団であるとか、アゼリアもそうですね、公園緑地協会、産業振興財団、いろいろあると思うんですが、多分、後で黒石委員、藏田委員からいろいろな御指摘があると思うんですが、端的に言うとやむを得ないところではあると思うんですが、民間だと本当に企業の存立自体に影響してくるわけですね。なので、大胆な転換なんかも必要だろうと思うんですね。出資法人

との関係がどうあるべきかというのは多分あると思うので、それについて市の方から一つ、御見解をいただきたいんですね。例えば、私は非常に航空業界について関心を持っていて、ANAにしてもJALにしても相当大きな、従来では考えられなかったいろいろな対策をやっていますよね。そこまで出資法人でやる必要があるのかどうか、市が補填するのかがありますけども、この点についてが1点質問です。

それから、これは単なる興味があって聞きたいのですが、学校給食会については、中学校給食の影響があるのかどうか、中学校給食を始めたことによる影響があるのかどうか、確認したいと思います。

それから、財務の改善についての川崎冷蔵については、これは評価ができるのかなと思って伺っていました。これはコメントですね、意見です。

それと、スポーツ協会の役員との関係ですね。これは質問も含めてなんですけど、例えば、私は元役人だったわけですけども、今、地元のスポーツ協会の役員をやっています。こういうのは3分の1ルールではカウントされるんですかね。要は、説明にもありましたけれども、どうしても役所に努めている人、いた人が、結構いろいろなスポーツ協会、私はソフトテニス協会ですけども、の役員をやっている、委員、役員をやるケースというのは少なからずあるんですよね。それも、3分の1ルールの適用になるのでしょうかけれども、その辺りのところはそこまで必要なのかな、必要というか改善まで求められるべきなんだろうかとこの疑問もあるので、その点の質問もしたいと思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。今の出石委員の御質問、御意見について事務局からいかがでしょうか。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

まず、1点目のコロナの影響を大きく受けた団体について事業の転換が必要なケースで、出資法人と行政の関わりがどのような形になるかということですので、お話に出ていた、例えば、文化財団ですとか公園緑地協会は公益財団法人になりまして、市の施策の推進で公益的な目的を担っていただいている部分がありますので、なかなかそこが目指す公益的な事業を転換して、細かい手法の転換というのはあると思うんですけど、法人の目的を大きく変えていくというようなところは、なかなか難しいと思っています。市の支援のあり方と、あとそうはいっても仕組み自体は、それぞれの公園、緑の関係であったり文化の関係で役割も、社会環境の変化とともに変わってきていますので、一定見直しはしていくんだと思うのですが、その中で市も、やはり関わりながら見直していくことになるのかなと思っております。

アゼリアについては、株式会社で、市はその一番の出資者であるということはあるんですけども、やはり株式会社なので、まず企業主導で改善のところを考えていただく必要があるのかなと思っておりますし、市がその部分について支援をするというのは、なかなか難しい形にはなろうかと思っておりますので、出資者として意見を言っていくというような形になろうかと思っております。

2つ目の、学校給食会が中学校給食を始めたんですけども、その影響が今回の数字の赤字に影響しているかということについては、それは今回は影響していないと伺っています。今回、食材の高騰がコロナの影響で野菜とか食肉とかでありまして、集めている給食費、徴収金よりも価格が上がってしまったと伺っています。全体で1日11万食を小学校、中学校で供給しておりますので、その影響を考えると1億円ぐらいは少しの差で出てしまう部分になるので、価格調整の引当資産というのを少し余剰が出たときには積み立てておいて、調整できるようにする仕組みでやっているそうですので、今回の1億円というのは、その範囲内という評価だと伺っております。冷蔵の部分はよろしいですかね。

最後に、スポーツ協会の役員に本市職員、OBが占める割合については、そういうスポーツをされていた方であっても、市に勤められていたという経歴をもって、市のOB、退職職員ということでカウントをして

おります。行政の、我々の市の内部でも、実はこれを議論させていただいた中では、その必要性であったり、今回はその方がスポーツ協会の加盟団体の役員をされていて、スポーツ協会の非常勤の役員をされているというケースではあるんですけども、一定やむを得ない部分も確かにあるかと思えます。その辺りはしっかりと、このシートなりで説明をして、こういった理由で選ばれていますというところは説明をしていきつつです。ただそうはいつでも民間から選ばれて、民間のノウハウを経営に活かしていければという趣旨ではありませんので、そこはバランスを見ながらやっていただく形になるかなと思っております。以上でございます。

出石委員

最後のスポーツ協会のところは、割と私も関わっているところが多いので、あえて申し上げるとね、適切な協会運営をすることについて、果たして、民間という言葉がちよっとおかしいな、要は全国大会に出てきた人、国体の選手、あるいはもっと上の選手だった人が役員になってうまくいっているかという、いっていない場合が多いんですね。むしろ問題になっているケースなんかもあるんですよ。ときどき不正経理とかも出てきているんですね。いろいろ2、3年前にもありましたよね、具体的には出しませんが。なので、むしろ私は公務員出身の方がしっかりとやってくれているという認識があるんです。なので、ちよっとこれは、ここの場での意見としてはふさわしくないかもしれませんが、一応コメントだけしておきます。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。それでは、藏田委員お願いします。

藏田委員

よろしく申し上げます。大きく3点あります。

1点目は、収支改善の対策について文化財団、アゼリア、産業振興財団、公園緑地協会含めてですね、本市の対応を御説明いただいたんですけども、いずれも数値目標というか、どこまでどう改善するのかということが一切書かれていないんですね。経費を削減します、新しい補助金を見つけてきます、新しいテナントを引っ張ってきます、そういうことを頑張りますということだと、どこまで頑張ったのかを評価することもできないですし、その点で、先ほどの御説明にあった公益財団であれば、それなりのラインがあるでしょうし、アゼリアなんかの対策なんていうのは、これで本当にいいんですかという、最大の出資者として、この改善でいいんですかというのが正直何か、なかなか納得、腹に落ちないような改善の締めくくりになっていると思います。ですので、いずれにしても財務諸表を含めて、数字の部分は極めて冷静に議論すべきところだと思いますので、いずれにしても金額の大小は別にして、どのくらい改善をするのかということ、少なくとも示すということを考えていただく必要があるかなと。でないと、それこそ、そういうことをまた検討しましたという、また改善の取組の報告があつて、改善できませんでしたということになりかねないので、改善についての数値目標を掲げていない理由があるのであれば、ぜひお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、言葉の質問なんですけれども、3つありまして、1つ目は消防防災指導公社のところ、アクアライン事業の何か振替のどうのこうのとありましたけど、あれって、この団体に責めに帰すべき事情なのかというのが、ちよっとよく分からなかったんで、その部分はどうなのかというのを教えてください。2つ目は、学校給食会について、学校給食会は食材の仕入れなんかも入札その他していると思うんですけど、学校給食会としての存在意義ってどこら辺にあるのかなというのを、ちよっと教えてください。3つ目は、川崎冷蔵の取組については、収支の改善については評価できると思うんですが、最後の減免ですね。公共性があるので、何か減免していますという、その公共性って具体的に何なのかというのを教えてください、というのが質問です。

最後、3点目ですけれども、役員の対応についてなのですが、出石委員とはまた違う視点なのですけども、川崎のスポーツ協会については、民間の方に声をかけたけど駄目だったので、今こういう状態になっているというふうに説明があったかと思うんですが、その民間の方が参画いただけない根本的な理由、原因は突き止められているのでしょうか。それが改善されない限りは、また声をかけても駄目なので、民間の各団体に声をかけたときに負担が大きい、報酬が足りない、そういう具体的な根本的な理由が何なのかというのを確認されているのかをお聞きしたいのと、みぞのくち新都市の件ですけど、これって中長期で解決するのはいいんです。いつまでにするんですか。すぐには改善できないことは分かりました。では、2年先なのか3年先なのか、それぐらいは決めていただく必要があるのかなというところで、役員についてはスポーツ協会の民間協力を得られない理由と、みぞのくち新都市については、中長期の期限を示された方がいいのではないかなというふうに思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局の方でいかがでしょうか。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

まず、収支改善の対策の具体的な数値目標については課題であるかなとは思っております。この出資法人の経営改善、連携・活用の取組評価の元々の趣旨としては、施策推進、経営健全化、業務組織ということで柱立てを作っていますので、経営健全化のところではそういった目標設定ができ、目標どおりに進む、進まないというところを、本当は管理するところかなとは思っているんですが、なかなかそれが、まだ法人、所管できていないというのが現状であります。なので、目標を具体的にというのは思うところではあるんですけども、そこを立て切れない、そういうのを積み上げる習慣がまだあまりないというか、そういうところが課題であるかなとは思っております。収支状況が悪化している法人に数値目標を直ちにだすといつて、出し切れるのかなというところがありますので、ここに数字を書き込むのは、すぐには難しいのかなとは思いますが、蔵田委員のおっしゃられる趣旨は非常に分かりますので、次期方針を作る中で、どこまでそういうものを盛り込んでいけるかというようなところは考えさせていただきたいと思っております。

それからですね、2つ目、幾つかの法人の個別のお話を頂いたのですが、まずアクアラインの振替、指定正味財産からの振替については、元々アクアラインについて、年数は分からないのですが、例えば、20年間というような形で、旧日本道路公団に管理をしてくださいということで、その負担金みたいなものを受け取っております。それで、アクアライン専用の消防車両ですとか資機材を買って、それを管理しつつメンテナンスしながら、いつでも災害があったときに対応ができるようにということで負担金を何十年か分もらっていて、それはそれでやっているんですけども、それ以外に消防防災指導公社が通常行っている普及啓発業務ですとか、そういった業務の中で、やはり赤字が出ているというところで、その負担金を多めにもらっています。そこから取り崩して行って、このマイナスになっているという状況になりますので、消防防災指導公社に責めがないかというところ、そういうものではないので、経営の部分を考えて、収支均衡を図っていく必要があるというふうに考えております。

給食会の存続意義というところなんですけど、一応令和3年度から公会計化になって、今までは給食費の徴収と給食物資の購入という大きな2つの業務を行っていたんですけども、徴収業務が公会計化になって教育委員会の業務になりましたので、残されているのは一括調達になるのかなと。その調達するだけで、果たしてどうなのかというような議論は市役所の中でもあるんですけど、今のところ11万食というものを一括で、それを調達してくるというところが、なかなか担い手がないというところもありましてですね、今のところは当面、まだ必要というような認識でおります。

それから、川崎冷蔵の土地の減免の問題で、公益性があるのでというところなんですが、一応、北部市場は市の方でやっているんですけども、そこにとってやはり冷蔵庫というのが市場の運営上、必要な部分になりますので、そういった部分の公益性を鑑みて減免をしていると考えております。

それから、役員の状況で、今回、スポーツ協会の、市のOBの割合が増えてしまったというところなのですが、民間の方が御参画いただけない理由といたしましては、こちらで伺っているのは、加盟団体の中で企業内スポーツの衰退であるとか、余暇環境の変化があって、なかなか民間の方が加盟団体の中の役員に占める方が減っていて、それに伴って公務員の比率が増えているというような状況と伺っております。

最後にみぞのくち新都市について、役員、やはり3分の1のところですけども、中長期的というのは、去年と一昨年とずっとこういう形でして、我々も具体的にいつまでだというような議論を毎年してはいるんですが、なかなか市の推薦、丸井の推薦、あとまちづくり公社という、もう1個市の出資法人があるのですけども、そのまちづくり公社が市のOBを推薦されていて、他になり手となるふさわしい人材がいらない、人材育成が必要になるので簡単に何年かですることができるものではない、というような状況でして、ちょっとその具体化も今のところ、なかなか難しい状況でございます。

なかなか簡単にできるものは少ないのかなという感じではあるんですが、回答としては、そのような状況でございます。以上でございます。

藏田委員

ありがとうございます。

伊藤会長

よろしいでしょうか。それでは、黒石委員お願いします。

黒石委員

黒石です。

1つ、まず意見と、あと3つぐらい質問をさせてほしいんですけど、1つ目は、今お話にあった給食会です。いろいろコンパクトに財務の状況を説明いただきましたが、アゼリア等、コロナショックを受けて減収していて赤字が膨らんだとかという、そういう話もありますけど、バランスシートとPLとのバランスを見ると、実は給食会が一番財務的には正味財産が薄いので、危険だという評価を、僕みたいな見方からはできました。ですので、ちょっと注意が必要ではないかなと思います。今おっしゃったような存在意義があってやっている、とは言いながら食材調達でコストがぼんと上がって1億、2億の赤字が出たら、これ正味財産が薄いのでバランスシートが飛んでしまいますので、御注意くださいというのが1点目。これは意見です。

2つ目が、産業振興財団でしたっけ、9ページの。赤字で欠損は出ているんですけど、分厚い正味財産があるので財務的には別に大丈夫なんでしょうけれども、その中段のところの補助金が結構増額されているんです。これは御説明にあったのかもしれませんが、これは市ではない補助金を取ってきたんです。補助金が2億から3億4、000万ぐらいにぼんと、直近上がっているんですけども。市から補填をあげているのだったら、この理由は問われるわけですけども、ちょっとこれを教えていただきたいなと思いました。それが質問の1つ目です。

質問の2つ目は、コロナショックによる大きな業態としての構造転換みたいなものも考えていかないといけないのではないかというのが、前回からのお話であったと思いますけれども、大きく財務的に本当に、あえて言うと給食会がちょっと心配だというぐらいで、後は大分健全化してきていたり、また分厚い資本があるので、コロナショックを受けても、さほど赤字のダメージも少ないので、では改善していきますと

流されがちなんですけれども、それはそれで終わらすのではなくて、今後のウィズコロナ、アフターコロナ時代を含めて、業態構造、市本体との構造を見直すというのは不断にやっていかないといけないことだと思いますので、特に所管課にそういう考えを持っていただきたいと思いますので、現状の数字面を改善しますというコメントのもう一つ裏側を、ぜひ皆さんからも突っ込みを入れてほしいなと思います。本当にそういうものはないんでしょうかということが、質問の2つ目です。

最後の質問の3つ目が、最後に御説明いただいた役員の問題です。これは先生方も御指摘あったので、それ以外の点で、あえて申し上げますけれども、これは私の私見で申し上げていましたが、スーパー優秀なOB公務員がスーパー優秀な三セク経営をするのはすばらしいことだと思うので、3分の1を超えているか、超えていないかだけではなくて、やる人がいなかったからやっていますだけではなくて、もっとスーパー優秀な部長さんが堂々と天下って、スーパー優秀な経営をしているんだみたいな美談はなかったのかなという質問です。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

1点目の給食会は御意見ということで了解いたしました。

産業振興財団の補助金の増額については、この補助金というのは市の補助金になっております。今、細かい積み上げが手元にはないんですが、iCONM事業であったり、新事業創出事業等ですね、そういった部分で新たな業務を行ったりしておりますので、そういった部分での増額であったかと思えます。

黒石委員

政策目的に基づく補助金なんですね。損失補填的なものではなくて。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

損失補填ではないですね。新しい事業実施に関わるものとなります。

黒石委員

分かりました。ありがとうございます。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

2つ目の所管課のスタンスというか、関わり方については、おっしゃられているとおりにかなと思います。先ほど、蔵田委員からも頂いた意見もあって、法人に対して期待するというだけではなくて、より具体的な所管課の法人に対する指導の部分については、何かしら少しメッセージ性のあることを我々も言っていく必要があるかなと思っておりまして、例えば、行革委員会の、この後、審議結果をお話しさせていただくんですけども、その審議結果の中に経営面の部分についても、もう少し踏み込んだ法人に対しての調整であるとか、そういうのをやっていくべきだというような御意見を頂戴して、それを市として受け止めて、所管とどのように調整していくかというようなのを、この行革委員会からの意見ということで出すのはあるのかなというような議論を、実は我々事務局の中でもしたりをしていますので、すぐに何か成果を求めるのはなかなか難しいかなというのがありますので、今後に向けてというところで、もう少し各法人の経営に対する指導という部分を、所管のスタンスを変えていくというような仕掛けがあってもいいのかなというふうにご検討いただければと思います。

ます。

3つ目の公務員ですね、優秀な公務員がいるようなケースということで、ちょっと事例は何とも、あまり申し上げづらいんですが、皆さん市役所で経験を積まれた部分で、その関わる分野に関しては精通されておられるとは思いますが。この3分の1のルールは、公務員ばかりになってしまうと、民間の経営的な部分ですか、そういうところが弱いというのがありますので、一定の比率の目標を置かせていただいているというところがあります。その目標は一定気にしながら、3分の1を超えたらすぐにアウトではなくて、しっかりとこの仕組み上、必要な理由を説明してというような、指針上の扱いになっていますので、今回のこのシートでも選任の理由を示したり、今後の方向性を示す中でその比率は一定守りつつバランスの取れた経営を図っていくというような趣旨でやっているものになります。具体的な事例があるかということですね、申し訳ありません、あまり把握がし切れておりません。以上でございます。

黒石委員

数字の方だけではなくて、政策目的の実行の方とのバランスなので、経営というのは。まさにそういう意識で、3分の1問題だけではないコメントが見たいなと個人的に思ったまでです。以上です。ありがとうございます。

伊藤会長

よろしいでしょうか。それでは、藤田委員お願いします。

藤田委員

既に、事前に資料を拝見して気になっていたところは今まで先生方が御指摘されていたことばかりですので、新たなところというのはないのですけれども、強いて2点ほど申し上げますと、学校給食会で調達の業務をなさっているということなのですが、これは指定業者を登録して入札するということになるのかなと思いますけれども、公共調達になりますので、やはりそういった面で公平性とか公共性とか、そういうところに留意しなければいけないというのは分かるのですけれども、やはり、その調達の仕組みが本当に効率的なのかというのは見直す必要があるのではないかなと思います。食材の値段が高騰して収支が悪くなったということなんですけれども、恐らく民間の企業であれば、もし資材の値段が高騰したら、新しい調達先を開拓したりとか、いろいろな工夫があると思うんですね。公共調達の限界というか、やはり制約はあるにせよ、これまでの調達手法が本当に効率的かどうかというのを見直す必要があるのではないかと感じています。これが第1点です。

それから、2点目は、先ほど藏田先生が御指摘された、スポーツ協会の、民間の方が引き受けないバックグラウンドについて、先ほどの資料の説明のところでも御回答されたと思うんですけれども、それが民間の引き受け手がいないところにどう結びつくのがちょっとよく分かっていなくて、企業内のスポーツの衰退というのは、企業の中の何とか部みたいなのがなくなってきているということなのですか。あと、余暇環境の変化とは具体的にどういうことなのかと。それにより民間の方になかなか引き受けてもらえなくなっているという、そのつながりについて、もう少し補足で御説明いただけるようであればお願いしたいと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

給食会の物資調達については、給食会で業者登録をして、入札なりの方法でやっています、市が直営でやっているものではないので、市役所がやる場合のルールとは少し違う部分があります。そうはいっても公平性とか価格的な効率性も当然考慮しながらやられているとは思いますが、あともう一つの視点としては川崎市の小学校、中学校に11万食の提供をしているので、給食への物資の提供を生業にしている市内事業者もいたりもするので、単純に大きい事業者から大量に安く購入してというようなのが、必ずしも簡単に切り替えるのがいいのかどうかというのがあろうかと思っております。ただ、1点、効率性というような視点も当然、調達していく中では必要かと思しますので、所管の方にそういう視点も踏まえて、今後考えていただけるといいのではないかとというような御意見はお伝えさせていただきたいと思っております。

役員に民間の方が少ないという、先ほどスポーツ協会の理由に書いてあるところの理解としては、企業の経営的な部分で企業スポーツをやられているところも当然ありますし、そういう企業が減ってきていたりする中で、それぞれの加盟する体操だとか野球だとかの団体を構成する役員の方の比率が民間の方が少なく、公務員の方が多いということなのかなというふうに思っています。

余暇環境の変化というのは、実はそう言われると、あまりぴんと……。

石渡総務企画局行政改革マネジメント推進室長

室長の石渡でございます。補足をさせていただきますと、私こちらの室長を任される前、教育委員会で職員部長をやっておりました、実は今回の1名増えてしまった部分につきましては、教員なんです。教員で、今回は体操協会なんです、民間で川崎市内で体操をやっているところって少ない、民間の体操クラブも少ないということで、どうしても学校体育の領域で協会に役員を出しているというのは多くなります。そうしますと、そこに理事を頼むとおのずと教員が当てはまってしまうような環境がございました。その他にも、例えばサッカー協会ですと、1種、2種、あるいは社会人という領域がありまして、それぞれのカテゴリーで民間の方がいらっしゃったり、中体連という中学校の体育の方の役員から選出されて理事をやっているというような方もいますので、ケース・バイ・ケースで公務員に当たってしまうということについて、協会内でのスポーツの裾野の広がりなどの関係もありまして、その辺りはいかんともし難い実情も実はございます。今回については体操という部分で、広く一般の民間より学校体育のウエートが高かったものですから、おのずとそこから理事が出ていたと、それによって割合が上がってしまったと、というような構造になっているものでございます。以上でございます。

伊藤会長

どうもありがとうございます。

皆様からいろいろ御意見、御質問を頂きましたけれども、私から個人的なコメントを1点申し上げたいと思っております。

役員の割合ですね、3分の1という、今もお話がありました。もちろん個別の事情があるというのは重々承知しているんですけども、そもそもこの連携・活用方針の前提というのは、今まで一種、市から自立した団体経営というのを求めて来たところを転換しまして、より連携強化という方向にかじを切ったということがあります。と同時に、そうすると結局、市との距離感が近過ぎるのではないかという疑念が市民の間に生まれかねないということもあって、この役員の比率という基準を作っていると。言わば組織のガバナンスをきちんと効かせるという意味での基準というふうに私は理解しております。ですので、個別の事情で年によって増えたり減ったりというのは仕方がない部分はあるんですけども、ここはやはり市民の方にとって分かりやすい指標でもありますので、これはきちんと堅持するという方向性自体は維持していた

だきたいというのが個人的な見解です。

もちろん年度によっていろいろな事情が出てくるというのは重々承知していますし、分野によってもいろいろあるというのは重々承知しております。ただ、一つ私個人的に、実態が分からないので、杞憂だといひんですけれども、みぞのくち新都市ですね、これ毎年話題になるわけなのですからけれども、黒石委員が御指摘のスーパー公務員的な運営がなされているという可能性が、もしかしたらあるのかないのかということ、非常に事情をよく知っている方がリーダーシップを取ってマネジメントをしているというのは、一方ではいいことではあるのですけれども、他方でガバナンスとしてどうなのかという評価が別途あり得るわけで、特定の人はずっと関与していると。人材育成がなかなか追いつかないということになると、やはりこれは中長期的に、本当に大丈夫なのかという疑念が生まれかねませんので、もちろんすぐ、来年どうこうしろというわけではないんですけれども、きちんと委員会としてもモニタリングをちゃんとしていく必要はあるのではないかというふうに考えております。

皆様から、やはりコロナの影響で収支が悪化した部分について、最終的にどういう方向性でいつまでに何をやれば、この状況を脱せるのかということの見通しをもう少し明確にしてほしいというような御意見ですとか、あるいは、その役員の比率については、いろいろな立場からの御意見があったということで承知しております。これまでの皆様からの御意見を踏まえまして、事務局の方で御検討いただきまして、また法人評価、法人情報シートの記載内容ですとか、所管を通じた法人とのやり取りの際に活用していただきたいと思ひます。

また、次の議題で検討いたしますけれども、審議結果について、先ほど御意見いただいた部分を、どう生かすかという点についても、後ほど御意見いただきたいというふうに考えておりますので、その点について、また次に検討したいと思ひます。

それでは、次に今回の取組評価に対する審議結果として資料4に基づき、事務局から案の御説明をお願いいたします。

梅澤総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、資料4を御覧ください。はじめに、4ページの審議結果（案）の目次を御覧ください。1として、川崎市行財政改革推進委員会における審議について、2として、評価全般に関する審議結果について、3として、個別の評価に関する審議結果について、まとめさせていただいております。

5ページを御覧ください。1の（1）の審議対象についてでございますが、第1段落では今回、出資法人の令和2年度の取組評価について審議を行ったことを記載しております。

第2段落では、審議のポイントとして3年目の評価となるものであるため、評価全般に対し3年分の経年比較を行い、また通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握を詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り、目標未達のある課題の取組や、市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うものの他、今年度から新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行ったことを記載しております。

次に、（2）の出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価についてでございますが、第2段落で、同方針においては3つの取組の柱の下、144の取り組むべき事業等を設定しているところでございまして、（3）の取組評価の手法では、一番下の行から6ページにかけて、前述の144の取り組むべき事業ごとにPDCAサイクルを確実に実行するとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要としているものでございます。

次に、2の評価全般に関する審議結果についてでございますが、取組全体の評価といたしましては、前回、

御報告した内部評価における総括も踏まえて、本委員会として、その内容を要約したものとなっております。

同ページの下から4行目より、前回、具体的に御審議いただいた内容を記載させていただいております。まず、(1)の本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用につきましては、本委員会の意見として、オンラインやオンデマンド等新しい技術への対応の期待と、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることへの懸念、検討にとどまらない計画等の中で、オンライン化の実践につながるような枠組みの構築の必要、コロナ禍の対応としてだけでなく、次の経営のあり方に組み込んでいくという目線、オンライン技術等の活用に伴い、利用者側、主催者側のスキルアップの必要があるといった御意見でございました。

市の見解といたしましては、本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識、利用者側のニーズや環境などによって既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態で、導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性や、令和3年度の計画を掘り下げの中で、その理由も含め検証を行い、潜在的なニーズがあるにもかかわらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や、利用者側のデジタルデバインドへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があるというものでございます。

次に、(2)の経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等についてでございますが、本委員会の意見といたしましては、経営改善の状況が平時の数字ではなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みの必要と、収入が減っているところについては新しい自己収入の確保への取組の確認、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応が必要と考えるというものでございました。

市の見解といたしましては、新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論付けることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を、改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるというものであり、また収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、8ページにかけまして、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくというものでございます。

次に、(3)の業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方でございますが、本委員会の意見といたしましては、業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要であり、またコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあっても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があるというものでございました。

市の見解といたしましては、コンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて所管する局及び法人に徹底するとし、またコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても、毎年度、少しでも実績の改善が図られるよう取り組むべきと考えるというものでございます。

次に、(4)のコロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応でございますが、本委員会の意見といたしましては、コロナ禍にあってニーズが増大し、継続が見込まれる事業に関して、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点と、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務

を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うことなどにより、トータルコストの削減やサービスの向上につながるというものでございました。

市の見解でございますが、法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態等によるところもあり、指定管理業等であれば、かなり柔軟な対応ができますが、市からの委託事業であると、その範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるというものでございます。

また、9ページにかけまして、コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会がありますので、好事例の展開を図る手法を考えるというものでございます。

最後に、3の個別の評価に関する審議結果についてでございますが、こちらは3つの取組の柱に従い、個別の法人の評価項目について、本委員会の意見と、それに対する市の見解を整理したものでございます。基本的には事前質問で御意見を頂戴し、前回、市の見解を御報告させていただき、御了承いただいた内容を記述させていただいたものでございますが、15ページの下段の項目については、前回会議において個別の評価に関するものとして、追加で頂いた御意見でございまして、具体的には母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのかといった御質問と、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないかとといった御意見でございまして、それに対する市の見解といたしましては、斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっております、更新時期は令和6年度となること、また売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法を採ることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要があるとするものでございます。説明は以上でございます。

伊藤会長

それでは、今御説明いただいた内容について委員の皆様から御意見、御質問等を頂ければと思います。なお、御意見、御質問等については、藤田委員、黒石委員、藏田委員、出石委員の順で御発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず藤田委員、よろしく申し上げます。

藤田委員

内容につきましては、私は特に異論はないんですけども、ただ表現に関しまして、気になるところがありまして、全般的に、特に本委員会の意見のところですけども、一文が長過ぎて、文章の構造がよく分からなくなってしまっているところが多いんですね。ですので、具体的に申し上げますと、まず7ページの上の方、その前の6ページの下のところから本委員会の意見というところが始まっているわけですけども、2行目の「検討に留まらない継続等の中でオンライン化の実践につながるような」というのがあるんですけども、これ「検討に留まらず」ということではないかなと思うんですね。

それから、これも適宜、文章を切っていただいた方がいいと思うんですけども、並べる内容として、一番最後に「オンライン技術等の活用に伴い利用者側、主催者側のスキルアップの必要がある」という、それが一番最後に入っているんですけども、その前に「コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線」という、その上にはやはりオンライン化の話があるではないですか。ですから、その目線の項目というのを一番最後に持ってきて、「枠組みの構築の必要」の後のところで、その「オンラ

イン技術等の活用に伴い」というか、「活用に対応し得る」だと思えるんですけども、「活用に対応し得る利用者側、主催者側のスキルアップの必要」という、オンライン化の話をもとめた上で、一番最後のところで「コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要だ」という内容に並び替えた方が、内容的に流れがよくなるというか、分かりやすくなるのではないかと思います。適宜文章を切りながら、項目も少し並べ替えの御検討をいただければと思います。

あと同じ7ページの次の(2)のところの本委員会の意見なのですが、これもはじめ、「経営健全化に向けた取組…平時の数字でなくなっている取組については…変更が取り上げられるような仕組みの必要」ということで、また後ろにつながっているんですけども、これ「必要である。」とか、ここで一旦文章を切って、それでまた次の文章を始めた方がいいのではないかなと思います。

同じようなことなんですけれども、8ページの本委員会の意見、まず(3)のところの本委員会の意見も、2行目のところの「徹底が重要であること、また」と続いているんですけど、ここも「徹底が重要である」で一旦切ってもよろしいのではないかと思います。

(4)の本委員会の意見のところも、やはり2行目の真ん中辺りの「できるかといった観点と」というところを「観点を取り入れる必要がある」とか、何かちょっと言葉を補っていただいて、ここで1回切っていただいてもよろしいのではないかと思います。最初の一文というのがコロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業の話で、その次の2行目の後半のところというのは、さらにコロナ禍にあっても実績が上がっている取組ですので、やはりそれも文章をばらばらにしてというか、別の文にした方が読み手にとって分かりやすいのではないかなと思いました。ちょっと表記の点で恐縮ですけども、そのように感じました。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。

委員の皆さんの意見をまとめて伺って、それで事務局から御回答をお願いしたいと思います。

それでは、黒石委員お願いします。

黒石委員

黒石です。

藤田先生に添削指導をしていただいたので、まとめ方をちょっと分かりやすくしてほしいんですけども、今、事務局で引かれた整理でまとめていこうとされているんですが、やはり今回の有事を受けての経営評価という側面は通常時と明らかに違うので、あまり混ぜ込まずに、最初に通常時の評だけして、特例扱いで平時ではない特別なコメントを集めてもいいのかなと思いました。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、藏田委員お願いします。

藏田委員

ありがとうございます。

今日の議論の中で、前段で御発言いただいた、要は数値目標や時間や、所管課も含めての調整といったようなところについては、やはり入れた方がいいのかなというふうに思います。入れ方なんですけど、数値目標を立てるということについては、なかなか難しいということはよく分かりました。なので、数値で説明

するというところぐらいはしてもらおうということが必要かなと思いますので、客観的なマネジメントのためにも、数字、データを入れて説明していただくというのを、法人はさることながら、所管課としてもそこを徹底していただくということと、あとやはり時間ですよ。いつまでに何をするのかという、その数字と時間を明確に意識して次回以降ですね、フィードバック含め、今後の見直しの中でも、そこを次のときには改善するようなことを強く求めたいなど。繰り返されているような気がするので、非常に既視感があるというかなので、そこについては数値と期限を入れることを、少なくとも取り組んでいただくと。出来不出来は言いませんので、取りあえず次回については、それぐらいは入れていただくというところを強く、どこかの内容の中です、全体の総括の中にそれを入れられるべきかなというふうに思いますけども、入れていただけることを御検討いただければと思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。それでは、出石委員お願いします。

出石委員

それでは、まず細かい点を1点申し上げます。藤田委員と黒石委員からもちょうど触れられた部分、ちょうど言及があったところなのですが、7ページの(2)のところの平時という言葉なのですが、確かに平常時という意味で使えるんですけど、どうしても私は平時というと戦時と平時、有事とですね。辞書でも平時は戦争や事変のないときという意味でも使われるので、やはり私は、言葉としては、これは別に強い意見ではないんですけども、平常時ぐらいが使われたらどうかなというのが細かい点、これは意見です。

それから、こちらは一つ追加をしてほしいというような意見になります。今日の冒頭の部分で、法人の役員における市職員あるいはOBの比率の3分の1という部分なんですけど、私だとか黒石委員が指摘した部分、柔軟にという意味なんですけど。一方で、伊藤会長の方から、やはりコンプライアンスとして、数字はあるべきだという意見、これはよく分かりましたので。例えば、我々の意見としてなんですけど、法人の役員における市職員、OBの比率の3分の1については、コンプライアンス上必要になるのは理解ができます。理解できる前提で、的確な人材登用の視点から、説明責任を果たしつつ、柔軟に運用されたいみたいな意見を付けられないだろうか。それに対して、市の方からも答えられているとおりに、それはしっかりと理由を付けて、これはオーバーになるときですね、対応しているというようなものが入ったらどうかなと思いました。以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局の方で、今頂いた御意見に対して、いかがでしょうか。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

まず藤田委員、黒石委員から頂いた、本委員会の意見のところなんです。特に文章が全部つながったような、列挙するような形式になっておりますので、そこは委員会にいた人間は分かるんですけど、そうではない人が分かりづらいというのが確かにあるのかなと思います。それぞれ、ニュアンスが同じようなものもあるし違うものもありますので、それは分かるように、もっと短い文章で簡潔に書きつつ、漏れないようにさせていただきたいと思います。あと流れも踏まえながら、少し考えさせていただければと思います。

黒石委員からあったコロナの特別な対応にかかる部分とそうではない部分を分けた方がいいのではないかなというところも、構成のところかと思いますが、藤田委員の御意見と合わせて、順番を並べ替えて、整理をして、またこの審議会の後、確認の機会を取らせていただければと思います。

蔵田委員、出石委員から頂いた意見は、追加の意見になるかと思えます。いずれも評価全体に関わる部分になろうかと思えますので、4項目に（1）から（4）まで書かせていただいているんですが、本日頂いた意見ですね、先ほど伊藤会長から頂いた意見も含めて、本委員会の意見と、それに対する市の見解を作文させていただきます。ちょっともう委員会がなかなか開催できませんので、こちらで案文を作らせていただいて、また伊藤会長にも確認していただきつつ、各委員にも内容確認をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。今、御説明いただいたように、各委員から頂いた意見を踏まえて、適宜修正する部分ですとか、あるいは付け加える部分というところを整理していただきたいと思えます。

今後ですけれども、整理していただいたものを私の方で確認した上で、各委員にも照会をするという形で決定するというところでよろしいですかね。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

そのようにお願いいたします。

伊藤会長

これは、時期がかなり切迫しているのではなかったんですしたっけ。

藤原総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

来週ぐらいがもうぎりぎりになりますので、早急に作って送らせていただきたいと思えます。お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

委員の皆様もお忙しいとは思いますが、確認等よろしくお願ひしたいと思えます。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となりますので、本日は終了といたしまして、事務局に進行をお返ししたいと思えます。

吉永総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

長時間にわたりまして御審議いただき、本当にありがとうございました。今回御審議いただいた「各出資法人の取組評価」につきましては、来月下旬頃に市議会に報告する予定としております。本日、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、より良い内容となるよう、更に検討を進めたいと存じます。

なお、今回頂いた御意見を踏まえた資料の修正等に関しましては、改めてメール等で御確認をお願いしたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第3回川崎市行財政改革推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。